

岩手県企業局入畑発電所における
再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る募集要項

令和 7 年 度
岩 手 県 企 業 局

**岩手県企業局入畑発電所における
再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る募集要項**

1 目的

本事業は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項の規定に基づき電気事業者が定めた、再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給先（以下、「供給先」という。）を、公募型プロポーザル方式にて選定することにより、より効果的に電力の地産地消と岩手県の脱炭素化に取り組むものである。

2 概要

本要項は、岩手県企業局（以下、「企業局」という。）が固定価格買取制度により売電する電気について、小売電気事業者から地産地消や脱炭素化に係る取組の企画提案を受け、協働事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

3 募集内容

(1) 対象発電所

| 発電所名 | 発電方式 | 取組期間 | 最大出力 [kW] | 目標供給電力量 [kWh] | 試験電力量 [kWh] |
|-------|---------------|---------------------|--------------|----------------------------------|----------------|
| 入畑発電所 | ダム式 (維持流量) | 協定締結後から 令和9年3月まで | 2,100 | R7年度：1,579,000 R8年度：9,432,000 | 15,000 |
| 計 | | | 2,100 | 11,011,000 | 15,000 |

※発電所の年間目標供給電力量及び試験電力量は計画値であり、協定締結後の供給電力量を保証するものではなく、河川流況、ダム運用、保守作業、機器の試験状況及び機器故障等により変動するものとし、企業局は責任を負わないものとする。

(2) 募集内容

- ・対象発電所の供給電力量の県内供給
- ・試験電力量の購入及び県内供給

(3) 電源を特定し県内へ電力供給する期間

令和8年1月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで※

※固定価格買取制度による売電開始は令和8年1月1日（木）を予定しているが工事の進捗により前後する可能性があるもの。

(4) 試験電力量の売電期間

令和7年9月8日（月）から令和7年12月31日（水）まで※

※工事の進捗により前後する可能性があるもの。

4 資格要件

次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (3) 岩手県暴力団排除条例（平成23年3月16日岩手県条例第35号）第2条第2号から第4号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 令和7年度以降、次の要件を有すること。

ア 再生可能エネルギー電気特定卸供給について

(ア) 対象発電所に由来する電力及び非化石証書の全量（年間9,432MWh以上）を岩手県内に供給する計画があること。

ただし、令和7年度については令和8年1月1日以降1,579MWh以上を岩手県内に供給する計画があること。

(イ) 県内に本店を有すること。

イ 試験電力量について

(ア) 発電機の試験等に伴い発生する試験電力及び非化石証書の全量（15,000kWh予定）を岩手県内に供給する計画があること。

5 スケジュール

- | | |
|---|--|
| (1) 応募期間 | 令和7年6月23日（月）9時から 令和7年7月9日（水）17時まで（必着） |
| (2) 応募に関する質問書受付期間 | 令和7年6月27日（金）17時まで（必着） |
| (3) 応募に関する質問回答 | 令和7年7月4日（金）までにHPにて |
| (4) 参加資格結果の通知 | 令和7年7月11日（金）に発送 |
| 【以降、参加資格を有する者（「参加者」という。）のスケジュール】 | |
| (5) 提案書に関する質問書の受付開始 | 令和7年7月11日（金） |
| (6) 提案書に関する質問書受付期間 | 令和7年7月18日（金）17時まで（必着） |
| (7) 提案書に関する質問回答 | 令和7年7月25日（金）までにメールにて |
| (8) 提案書等提出期限 | 令和7年7月31日（木）17時まで（必着） |
| (9) 岩手県企業局入畑発電所における再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る審査委員会開催 | 令和7年8月5日（火）予定 |
| ※プレゼンテーションを含む。日程等については、別途通知する。 | |
| (10) 提案者への結果通知 | 令和7年8月6日（水）予定 |

6 参加手続きについて

- (1) 参加申込書及び提案書等の様式の入手
参加に必要な様式は、ホームページからダウンロードすること。
企業局のホームページ【入札・契約・公募情報】

URL : <https://www.pref.iwate.jp/kigyoukyoku/index.html>

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書（様式1）
- ・岩手県内での電力の供給計画を示す書類（任意様式）
- ・県内に本店を有することを示す書類（任意様式）
- ・岩手県暴力団排除条例にかかる誓約書（様式2）

イ 応募期間

令和7年6月23日（月）～7月9日（水）平日の9:00～17:00（12:00～13:00を除く）（必着）

ウ 提出場所

企業局業務課電気担当（岩手県盛岡地区合同庁舎6階）

エ 提出方法

直接持参または郵送等（到達確認ができるもの）により提出すること。郵送等の場合は最終日の17:00までに到着するよう、早めに発送すること。

オ 提出部数

2部（正1部、写し1部）

カ 参加資格結果の通知

令和7年7月11日（金）に書面で発送します。

(3) 質問の受付と回答

ア 提出書類

質問書（様式は任意）

イ 質問書受付期間

a 応募に関する質問書

令和7年6月23日（月）9:00から令和7年6月27日（金）17:00まで（必着）

b 提案書に関する質問書

令和7年7月11日（金）9:00から令和7年7月18日（金）17:00まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールにより下記問合せ先に提出すること。

メールアドレス：EB0003@pref.iwate.jp

エ 回答方法

a 応募に関する質問に対する回答

企業局のホームページで令和7年7月4日（金）までに公表する。

企業局のホームページ【入札・契約・公募情報】

URL : <https://www.pref.iwate.jp/kigyoukyoku/index.html>

b 提案書に関する質問に対する回答

参加者に対し、プロポーザル参加申込書（様式1）に記載の担当者アドレスあ

て、令和7年7月25日（金）までにメールにて回答する。

(4) 提案書の提出

ア 提出書類

- ・提案書（様式3）
- ・会社、団体の概要（様式4）
- ・企画提案書（様式5）
- ・定款や団体規約等運営規約に相当するものの写し
- ・経営状況を示す書類（過去3年分の決算の状況が分かる資料及び当座資産並びに資金状況。ただし、過去3年分の実績を持たない場合、提出できる範囲内で資料を作成のこと。）

イ 提出期限

令和7年7月31日（木）（17時まで（必着））

ウ 提出場所

企業局業務課電気担当（岩手県盛岡地区合同庁舎6階）

エ 提出方法

直接持参または郵送等（到達確認ができるもの）により提出すること。郵送等の場合は最終日の17:00までに到着するよう、早めに発送すること。

オ 提出部数

各6部（正1部、写し5部）

カ 提案書作成に要する資料の提供について

参加資格を満たしている者に、次の資料をExcel形式で提供するものとする。

- ・送電実績に係る情報
 - 令和3年度～令和5年度※の送電電力量、流入量の日単位及び月単位データ
 - ※入畑発電所は令和5年9月5日以降、再開発工事のため停止
- ・年間停止計画（令和7年度～令和8年度）

7 候補者の決定

企業局が設置する「岩手県企業局入畑発電所における再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る審査委員会」において、「岩手県企業局入畑発電所における再生可能エネルギー電気特定卸供給に係るプロポーザル審査要領」により審査を行い、その結果を踏まえ企業局が協定書締結に係る候補者を決定する。

なお、候補者決定までの間に参加者が参加資格を失った場合、提案書及び提出書類は無効となり、審査の対象とはならない。

8 協定書の締結等について

候補者として決定した者は、次の手続きを行うこと。

(1) 電源を特定し県内へ電力供給する協定の締結

ア 企業局と対象発電所の電源を特定して電力を販売する旨の協定を締結する。

イ 候補者が審査結果の通知のあった日から14日以内に正当な理由がなく当該協定を締結しない場合は、候補者の決定を取り消すものとする。その場合、提案次点者を候補者とし協定手続きを行う。

ウ 協定締結後に「再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾書」を交付する。

- (2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約（以下「特定卸契約」という。）の申込み
上記(1)の協定を締結後すみやかに、一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社に特定卸契約を申し込むこと。

申込みに当たっては、再エネ特定卸供給の開始希望日は原則、令和8年1月1日（木）とすること。

- (3) 試験電力量の購入に係る契約書の締結

ア 企業局から対象発電所の試験電力量を全量購入し、岩手県内へ全量供給する旨の契約を締結する。

イ 候補者が審査結果の通知のあった日から14日以内に正当な理由がなく当該契約書を締結しない場合は、候補者の決定を取り消すものとする。その場合、提案次点者を候補者とし協定手続きを行う。

ウ 試験電力量の売電に係る取扱いについては「入畑発電所の試験電力売電に係る仕様書」を参照すること。

- (4) 誓約書の提出

候補者は、対象発電所で発電した電力及びその環境価値を岩手県内の需要家に供給し、再生可能エネルギーを活用した地産地消と岩手県の脱炭素化に取り組むことを誓約する書類を協定締結後に提出すること。（様式6）

なお、非化石証書のトラッキングに必要な申請は双方が行うものとするが、発生する費用は候補者が負担すること。

9 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。

- (2) 提出された書類の差替え及び再提出はできない。

- (3) 次のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とする。

ア（様式1～5）の必要事項の全部または一部が記載されていない場合

イ（様式1～5）が企業局の指定した提出日時以降に提出された場合

- (4) 応募に係る経費は応募者の負担とする。

- (5) 提案書の著作権は応募者に帰属するものとする。

- (6) プロポーザルの審査結果の開示範囲は、候補者、合計評価点及び審査委員名までとし、審査内容は非開示とする。

10 問合せ先・書類提出先

〒020-0023

岩手県盛岡市内丸11-1

企業局業務課電気担当

電話 019-629-6398 (直通)

F A X 019-629-6404

E-mail EB0003@pref.iwate.jp

岩手県企業局長 小島 純 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

プロポーザル参加申込書

下記協定の協働事業者選定に係るプロポーザルに参加したいので申し込みします。

なお、本申込書の内容について事実と相違ないこと及び募集要項4の資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 協定書名

岩手県企業局入畑発電所における再生可能エネルギー電気特定卸供給

2 申込者

| | | | |
|----------------|--|-------|--|
| 郵便番号 | | — | |
| 所在地 | | | |
| フリガナ 商号又は名称 | | | |
| フリガナ 代表者職氏名 | | | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |

3 対象

入畑発電所

4 担当者連絡先

所属部署等

担当者氏名

電話番号等

電話

FAX

E-mail

※添付書類

以下の書類を添付すること。

- 1 岩手県内での電力の供給計画を示す書類。(任意様式)
- 2 県内に本店を有することを示す書類。(任意様式)
- 3 岩手県暴力団排除条例にかかる誓約書(様式2)

【様式2】

年 月 日

岩手県企業局長 小島 純 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書

私は、岩手県が岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）に基づき、再生可能エネルギーを活用した地産地消と岩手県の脱炭素化に取り組む協働事業者の発注により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別紙参照の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、岩手県から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
- 3 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、本誓約書、その他の提出書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供することに同意します。
- 4 私は、岩手県警察本部からの通知又は岩手県からの照会に対する岩手県警察本部からの回答により、本誓約書1に該当することが確認された場合、排除措置に従います。
- 5 私は、排除措置を受けた場合、岩手県が住所又は所在地、氏名又は名称並びに排除措置理由及び内容を岩手県公式ホームページへの掲載その他の方法により公表することに同意します。

— 参 照 —

1 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2 暴力団員

暴力団の構成員をいいます。

3 これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事の下請等をさせる者

※岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
 - (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - (4)～(6) [略]
- （県の事務における措置）

第6条 県は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事の発注、物品の購入その他の県の事務（以下「公共工事の発注等」という。）により暴力団を利することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 [略]
- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3 ～5 [略]
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 7及び8 [略]

【様式3】

岩手県企業局入畑発電所における
再生可能エネルギー電気特定卸供給

プロポーザル提案書

令和 年 月 日 提出

参加者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者 所属部署名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

E - m a i l

※以下の関係書類を添付すること。

- 1 会社・団体の概要（様式4）
- 2 企画提案書（様式5）

【様式4】

会社概要

| | |
|------------------------------|--|
| 会 社 名 <small>ふりがな</small> | |
| 所 在 地 | |
| 設立年月日 | |
| 代表者氏名 | |
| 資 本 金 | |
| 従 業 員 数 | |
| 小売電気事業の 登 録 番 号 | |
| 事 業 内 容 | |

※添付書類

定款や団体規約等に相当するものの写し。

【様式5】

企画提案書（1/2）

※ 記載欄は必要に応じ、大きさを調整してください。また、各提案内容は、A4 5枚以内で記載し、様式5左上の企画提案書(○/●)のページ数を変更してください。(○：当該ページ数、●：全体ページ数)

| | |
|-----------------|--------------------------------|
| 提案に当たっての基本的な考え方 | 再生可能エネルギーの地産地消と脱炭素化の取組みに関する考え方 |
| | |

| 提案項目 | 提案内容 |
|----------|------------------------------|
| 試験電力量の購入 | 試験電力量の購入 |
| | |
| 供給計画の確実性 | 対象発電所の電力を活用した県内への販売プラン及び電源構成 |
| | |

| 提案項目 | 提案内容 |
|----------|----------|
| 供給計画の確実性 | 県内での供給計画 |
| | |

【様式5】

企画提案書（2/2）

※ 記載欄は必要に応じ、大きさを調整してください。また、各提案内容は、A4 5枚以内で記載し、様式5
左上の企画提案書(○/●)のページ数を変更してください。(○：当該ページ数、●：全体ページ数)

| 提案項目 | 提案内容 |
|---------|-------------------------|
| 協働事業の取組 | 再生可能エネルギーの地産地消による地域への貢献 |
| | |
| 提案項目 | 提案内容 |
| 協働事業の取組 | 県の環境施策推進に寄与する取組み |
| | |
| 提案項目 | 提案内容 |
| 協働事業の取組 | 再生可能エネルギー普及促進に向けた県民への広報 |
| | |

【様式6】

令和 年 月 日

岩手県企業局長 小島 純 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

誓 約 書

当社は、岩手県企業局との間で令和7年 月 日付で締結した「岩手県企業局入
畑発電所における再生可能エネルギー電気特定卸供給協定書」第4条第1項につい
て、実施することを誓約します。

岩手県企業局入畑発電所における再生可能エネルギー
電気特定卸供給に係るプロポーザル審査要領

令和 7 年 度
岩手県企業局

岩手県企業局入畑発電所における再生可能エネルギー電気特定卸供給 に係るプロポーザル審査要領

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「岩手県企業局入畑発電所における再生可能エネルギー電気特定卸供給」（以下「本業務」という。）に係る協働事業者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- （1） 本業務に係るプロポーザルの審査は、「岩手県企業局入畑発電所における再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る審査委員会」（以下、「委員会」という。）において行うものとする。
- （2） 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された提案書等について、別紙に定める評価項目に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- （1） 審査は、参加者から提出された提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- （2） 委員会の委員は、提案書等及びプレゼンテーションの結果に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- （3） 上記（2）の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、委員全員の総順位点により順位をつけて、企業局に報告するものとする。なお、総順位点が同点の場合には、委員全員の総評点の高い者を上位者とするものとする。
- （4） 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して企業局に報告するものとする。
- （5） 参加者が1者のみであった場合でも、委員会において提案書等に基づく審査を実施し、本契約の候補者にふさわしいか否かを評価し、その旨を企業局に報告するものとする。

プロポーザル評価基準

審査項目及び配点は次のとおりとし、委員1人あたり100点満点として審査する。

| 審査項目 | 審査の視点 | 求める水準 | 配点 |
|-----------|------------------------------|---|-----|
| ①試験電力量の購入 | 試験電力量の購入 | ◆参加者が提案する単価は企業局が設定する単価以上であるか（下回った場合は失格とする。なお、参加者が提案する単価及び企業局が設定する単価は公表しない。） | 10 |
| ②供給計画の確実性 | 対象発電所の電力を活用した県内への販売プラン及び電源構成 | ◆県内の利用者にとって魅力のあるプランであるか ◆販売プランの電源構成は、再エネ比率が高いプランであるか | 20 |
| | 県内での供給計画 | ◆試験電力量が発生する期間及び、令和8年1月1日以降の供給計画は、対象発電所の供給電力量を安定して上回っているか ◆契約期間内に県内供給を安定して行うことが出来る経営状況にあるか | 20 |
| ③協働事業の取組 | 再生可能エネルギーの地産地消による地域への貢献 | ◆電源立地地域にとって魅力ある地域貢献策を提案しているか ◆県内事業者や県民に対し魅力ある地域貢献策を提案しているか | 20 |
| | 県の環境施策推進に寄与する取組 | ◆いわて県民計画など県の環境施策推進に寄与する取組であるか | 15 |
| | 再生可能エネルギー普及促進に向けた県民への広報 | ◆企業局が発電した電力を活用し、地産地消と脱炭素化を進める取組であることを効果的に広報する提案内容であるか ◆再生可能エネルギーのイメージアップや理解促進につながる提案内容であるか | 15 |
| 合 計 | | | 100 |

【評点基準】

(1) 「①試験電力量の購入」の評価点

ア (提案単価) < (最低単価) の場合

失格とする。

イ (最低単価) ≤ (提案単価) < (提案単価の最高額) の場合

最高額を提案した者を10点とし、その額から低い単価を提案した者の順に1点ずつ減じ、同額であった場合は同点とする。ただし、最低得点を1点とする。

例：参加者が4名の場合（A者、B者、C者及びD者）

(最低単価) ≤ (D者単価) < (C者単価) = (B者単価) < (A者単価)

➢A者：10点、B者：9点、C者：9点、D者：8点

(2) (1) 以外の評価点の目安

| 評点 | 特に優れた取組・提案 | 十分な取組・提案 | 妥当である | 不十分な取組・提案 | 提案なし(説明なし) |
|-----|------------|----------|-------|-----------|------------|
| 20点 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| 15点 | 15 | 12 | 8 | 4 | 0 |

【失格基準】

0点の評点項目がある場合、失格とする。

入畑発電所の試験電力売電に係る仕様書

1 適用

この仕様書は、岩手県企業局（以下「発注者」という。）が所有する入畑発電所の試験電力を調達する買受人（以下「受注者」という。）への電力売電に適用する。

2 業務の内容

(1) 概要

発注者は、次の対象発電所（以下「本発電所」という。）において試験調整期間中に発電する電力のうち、本発電所内の消費電力の必要電力を除いた全て（以下「供給電力」という。）を受注者に売電するものとする。なお、供給電力は、本発電所の試験調整のため、断続的に運転・停止を繰り返す又は出力制限を実施する場合などに発生した電力が含まれるものである。

(2) 対象発電所

表1 対象となる発電所

| 発電所名 | 所在地 | 最大出力 (kW) | 電圧 (kV) | 周波数 (Hz) |
|-------|-------------------------|--------------|------------|-------------|
| 入畑発電所 | 北上市和賀町岩崎新田 第1地割203番地 | 2,100 | 33.0 | 50 |

本発電所は、固定価格買取制度の適用を令和8年1月1日(木)午前0時より予定している。

(3) 試験電力供給期間

令和7年9月8日(月)8時から令和7年12月31日(水)24時まで
(発注者の都合により変更する場合がある。)

(4) 供給電力

- ① 電力供給期間の全てにおいて、供給電力を岩手県内へ全量供給するものとする。
- ② 予定している供給電力の量（以下「供給予定電力量」という。）を表2に示す。ただし、試験調整期間であるため、供給予定電力量を保証するものではない。

表2 供給予定電力量（単位：kWh）

| 9月～12月 | 計 |
|--------|--------|
| 15,000 | 15,000 |

- ③ 実際の供給電力量が供給予定電力量と比較して増減がある場合でも受注者はその全量を購入するものとする。
- ④ 発注者は、試験調整に係る運転停止・出力制限の時期について事前に受注者に通知することとし、通知方法等については、契約後、協議のうえ決定する。また、受注者の都合による運転停止・出力制限の内容の変更は原則として認めない。

(5) 発電の停止及び出力制限

発注者は、次の事由等により、発電を停止又は出力制限することができるものとする。なお、発注者は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努めるものとする。

- ① 試験調整による場合
- ② 発電所の施設、設備の故障
- ③ 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- ④ 配電線の停止等に起因する一般送配電事業者からの要請
- ⑤ 電力広域的運営推進機関の指示等
- ⑥ その他保安上の必要がある場合

3 電力量料金

(1) 電力量料金の算定

受注者が発注者に支払う毎月の電力量料金は、原則として次の定める算定方法により算定した金額とする。当該月の供給電力量に契約単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力量料金} = \text{当該月の供給電力量} \times \text{契約単価} + \text{消費税等相当額}$$

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 電力量料金の支払い

原則として、発注者は(1)により算定した電力量料金を検針日の翌月の15日までに受注者に請求し、受注者は、検針日の翌月末日(以下「支払期日」という。)まで発注者に支払うものとする。なお、受注者は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、発注者に支払うものとする。

4 その他

(1) 一般送配電事業者との託送供給等の契約

受注者は、一般送配電事業者との発電量調整供給契約のほか、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る供給が遅滞なく行えるよう、速やかに受注者の負担で必要な契約を締結しなければならない。

(2) 毎月の供給電力量の計量等

毎月の供給電力量の計量は、一般送配電事業者の取引用計量器を介して受注者が行い、検針後、速やかに電力量を発注者へ通知するものとする。

受注者の希望により発電所内に設置した取引用計量器から通信線を設ける場合、あるいは計量器等を設ける場合は、事前に発注者の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、契約期間満了後又は必要がなくなった場合は速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置・撤去及び維持等の一切の費用は全て受注者の負担とする。

(3) 契約期間満了時における引継事務

受注者は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に発注者と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(4) 守秘義務

受注者は、本業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、受注者は、契約図書及び業務関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。

(5) インバランス対応

受注者がインバランスに関する対応（バランスンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(6) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画などの電力広域的運営推進機関への提出その他手続きすべては受注者が行うものとする。

(7) 非化石価値

本契約には、非化石価値を含むものとし、その価値は受注者に帰属するものとする。

5 入畑発電所概要

(1) 諸元

ア 水力発電設備（北上市和賀町岩崎新田1地割203地内）

| 項目 | 諸元 | 備考 |
|------------------|-----------|----|
| 定格出力 (kW) × (台数) | 2,100 × 1 | |
| 発電機 | 多極同期発電機 | |

イ 変電設備

| 項目 | 諸元 | 備考 |
|----------|------|----|
| 電圧 (kV) | 33.0 | |
| 周波数 (Hz) | 50.0 | |

(2) 試験調整期間

令和7年9月8日（月）

試験開始日

令和7年9月8日（月）～12月31日（水）

試験調整